

議案第 3 4 号

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和 3 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項中「第 1 2 項、第 1 6 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 7 項、第 2 9 項、第 3 3 項、第 3 7 項若しくは第 3 8 項」を「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 4 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第39号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>12から14 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律第39号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>12から14 略</p>

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>12から14 略</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成26年法律 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第11項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは「若しくは第35項」とする。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から10 略</p> <p>11 <u>法附則第15条第1項、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>12から14 略</p>

